

議案第86号

つくば市税条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市税条例等の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第2号」を「，第2号及び第5号」に，「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め，「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え，同条第2号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）,」を削り，同条第3号中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）,」を削り，同条に次の2号を加える。

(5) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)

でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第35条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条

第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第45条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の

申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、
「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第65条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第9条の2中第8項を第13項とし、第5項から第7項までを5項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

第2条 つくば市税条例の一部を次のように改正する。

附則第27条の5を附則第27条の6とし、附則第27条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同条第3項中「第18条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第27条の4

第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、「第24条の2第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第27条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項前段」に改め、同条を附則第27条の5とし、附則第27条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6

条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条

第4項に規定する特例適用配当等，外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については，第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において，当該特例適用配当等については，同条及び第21条の規定にかかわらず，他の所得と区分し，その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し，特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り，その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り，適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については，同条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金額，附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第23条から第24条まで，第24条の2第1項並びに附則第6条第1項，第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については，第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第23条の2第1項前段，第24条，第24条

の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（つくば市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年つくば市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「規定するもののほか、新条例」を「規定するもののほか、つくば市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条第10項の表第7項の表第106の2第1項の項の項中「第106の2第1項」を「第106条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中つくば市税条例第10条の改正規定並びに同条例第35条、第44条及び第45条の改正規定並びに第3条の規定(附則第5条第10項の表第7項の表第106の2第1項の項の項の改正規定を除く。)並びに次条第1項及び第2項の規定
平成29年1月1日

(2) 第2条の規定及び次条第3項の規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のつくば市税条例(以下「新条例」という。)

第35条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第44条第5項及び第45条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第27条の4の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する年の翌年1月1日(施行日が平成29年1月1日である場合には、同日)以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、

平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第9条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第9条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
第1条―第9条の2 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第75条、第91条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第129条第1項又は第136条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) _____ <u>第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) _____ 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) (略)	第1条―第9条の2 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第75条、第91条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第129条第1項又は第136条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号<u>及び第2号</u> _____において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号 _____に掲げる期間 _____</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、<u>第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、<u>第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) (略)

(5) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第11条—第34条 （略）

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）

第35条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に 第25条第1号ただし書若しくは第2号又は第26条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第32条の各納期限から1年を経過す

第11条—第34条 （略）

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）

第35条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第25条第1号ただし書若しくは第2号又は第26条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項 において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項 において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第32条の各納期限から1年を経過す

る日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第36条—第43条の6 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 （略）

2 （略）

- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日まで

る日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第36条—第43条の6 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第44条 （略）

2 （略）

- 3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で 当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日まで

の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当

の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 （略）

7 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 （略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下

5 （略）

6 （略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第45条 （略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。）以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第46条—第64条（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第66条—第145条（略）

附 則

第1条—第9条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2（略）

2—4（略）

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の

第46条—第64条（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第66条—第145条（略）

附 則

第1条—第9条（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2（略）

2—4（略）

条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の
条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の
条例で定める割合は、3分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の
条例で定める割合は、3分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の
条例で定める割合は、3分の1とする。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

第9条の3 (以下略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第9条の3 (以下略)

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
本則 （略） 附 則 第1条－第27条の3 （略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第27条の4 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) <u>第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u> (2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市</u>	本則 （略） 附 則 第1条－第27条の3 （略）

民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の

属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以

下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27

下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27

条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第24条の2第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第27条の4第4項」とする。
- (3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の6 （略）

第28条 （以下略）

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第27条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の5 （略）

第28条 （以下略）

つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年つくば市条例第35号）新旧対照表
（第3条関係）

改正後			改正前		
本則 （略） 附 則 第1条－第4条 （略） （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 （略） 2－6 （略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、つくば市税条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			本則 （略） 附 則 第1条－第4条 （略） （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 （略） 2－6 （略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第10条	第104条第1項若しくは第2項	つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第35号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項	第10条	第104条第1項若しくは第2項	つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第35号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項
第10条第3号	第104条 第1項若しくは第2項 の申告書又は第129条 第1項の申告書でその 提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期	第10条第3号	第44条第1項の申告書 （法第321条の8第22 項及び第23項の申告書 を除く。） 第104条 第1項若しくは第2項 の申告書又は第129条 第1項の申告書でその 提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期

8・9 （略）

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	
第7項の表第106条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項

第6条 （以下略）

8・9 （略）

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	
第7項の表第106条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項

第6条 （以下略）